

溝部訴訟の原告勝訴確定について

2011年7月2日
全国保険医団体連合会
10-11年度第6回理事会

溝部達子医師の保険医取消訴訟で甲府地方裁判所は「保険医取消処分を取消」しました。さらに、5月31日東京高等裁判所も、溝部医師の保険医等の取消処分について、「社会通念上著しく妥当性を欠くことは明らかであり、裁量権の範囲を逸脱したものとして違法」と結論づけました。その後、関東信越厚生局は上告せず、原告勝訴が確定しました。

東京高裁判決は、国の裁量権にも限度があるとし、さらに、「不正」「不当」の証明責任は国にあることを明らかにしました。また、厚労省が取消処分をするか否かにあたっては、監査要綱の定める同処分基準以外の諸事情も考慮すべきことを示した画期的な判決といえます。

溝部医師の5年半にわたる裁判闘争の労をねぎらいたいと思います。今回の判決を受けて、保団連は改めて国と厚生労働省に以下の2点を要求します。

一、行政手続法に則った審査・指導・監査・行政処分には是正すること。そのために、指導大綱、監査要綱を抜本的に改善すること。

一、いかなる場合でも保険医の人権を擁護すること。